

令和2年定例会 提出議案件名一覧表

議案第124号	令和2年度三重県一般会計補正予算（第7号）
議案第125号	令和2年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第1号）
議案第126号	令和2年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第1号）
議案第127号	令和2年度三重県病院事業会計補正予算（第1号）
議案第128号	三重県食品衛生法施行条例案
議案第129号	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案
議案第130号	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
議案第131号	三重県家畜保健衛生所手数料条例の一部を改正する条例案
議案第132号	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例案
議案第133号	工事請負契約について（木曾岬2期地区基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業排水機製作据付工事）
議案第134号	工事協定締結について（伊勢鉄道鈴鹿サーキット稲生・徳田間14km300m付近で交差する主要地方道鈴鹿環状線（磯山バイパス）架道橋新設工事）
議案第135号	工事請負契約の変更について（三重県防災通信ネットワーク（地上系・有線系）整備工事）
議案第136号	財産の取得について
議案第137号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第138号	損害賠償の額の決定及び和解について
議案第139号	和解について
議案第140号	三重県水産業及び漁村の振興に関する基本計画の策定について
議案第141号	令和元年度三重県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第142号	令和元年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
議案第143号	令和元年度三重県電気事業会計資本金の額の減少について
認定第1号	令和元年度三重県水道事業決算
認定第2号	令和元年度三重県工業用水道事業決算
認定第3号	令和元年度三重県電気事業決算
認定第4号	令和元年度三重県病院事業決算

令和2年定例会9月定例会会議 請願審査結果一覧表

区分	総数	採択	一部採択	不採択	審査中	継続審査	審議未了	その他
新規分	7	2		5				
継続分								
計	7	2		5				

(請願)

(新規分)

所管委員会	受理番号	件名	提出者	紹介議員	審査結果	処理経過報告及び結果の報告を求めるもの
医療保健子ども福祉病院	請 13	県内すべての医科・歯科医療機関に対する財政措置を講じることを求めることについて	津市観音寺町 429-13 三重県保険医協会 会長 宮崎 智徳	山本 里香 稲森 稔尚	不採択	
教育警察	請 14	25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求めることについて	四日市市笹川1丁目 52-16 30人学級実現とゆきとどいた教育を求める会 代表 吉野 啓子	山本 里香 稲森 稔尚	不採択	

資料2

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹 介 議 員	審 査 結 果	処理経過報告及び結果の報 告を求めるもの
教育警 察	請 15	義務教育費国庫負担制度の充 実を求めることについて	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター 2 F 三重県 P T A 連合会 会長 美濃 松謙 ほか 3 名	川口 円 中瀬古初美 小島 智子 山本 里香 稲森 稔尚 藤田 宜三	不採択	
教育警 察	請 16	教職員定数改善計画の策定・実 施と教育予算拡充を求めるこ とについて	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター 2 F 三重県 P T A 連合会 会長 美濃 松謙 ほか 3 名	川口 円 中瀬古初美 小島 智子 山本 里香 稲森 稔尚 藤田 宜三	不採択	
教育警 察	請 17	子どもの貧困対策の推進と就 学・修学支援に関わる制度の拡 充を求めることについて	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター 2 F 三重県 P T A 連合会 会長 美濃 松謙 ほか 3 名	川口 円 中瀬古初美 小島 智子 山本 里香 稲森 稔尚 藤田 宜三	採択	

所管 委員会	受理 番号	件 名	提 出 者	紹介議員	審査結果	処理経過報告及び結果の報 告を求めるもの
教育警 察	請 18	防災対策の充実を求めること について	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター 2F 三重県PTA連合会 会長 美濃 松謙 ほか3名	川口 円 中瀬古初美 小島 智子 山本 里香 稲森 稔尚 藤田 宜三	採択	
教育警 察	請 19	全国に先駆けた三重県独自の 学級編制基準の導入により、誰 一人取り残さない、すべての子 どもたちが大切にされる安 心・安全の三重の教育の実現を 求めることについて	津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター 2F 三重県PTA連合会 会長 美濃 松謙 ほか3名	川口 円 中瀬古初美 小島 智子 山本 里香 稲森 稔尚 藤田 宜三	不採択	

令和2年定例会9月定例会会議 意見書案一覧表

令和2年10月

[意見書案]

○教育警察常任委員会提出

- 意見書案第8号 子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に関する制度の
拡充を求める意見書案
意見書案第9号 学校における防災対策の充実を求める意見書案

○議員発議

- 意見書案第10号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案
意見書案第11号 子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善
計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案
意見書案第12号 地方公共団体が新型コロナウイルス感染症に対応するた
めの財政支援措置の充実及び強化を求める意見書案
意見書案第13号 新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に置か
れている旅館・ホテル事業者への支援等を求める意見書案
意見書案第14号 ドクターヘリの安定的かつ持続的な運用への支援強化を求
める意見書案
意見書案第15号 災害救助法における福祉の位置付けの明確化を求める意見
書案

意見書案第8号

子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援に関する制度の拡充
を求める意見書案

上記提出する。

令和2年10月9日

提 出 者

教育警察常任委員長 濱井 初男

子どもの貧困対策の推進と就学及び修学支援 に関する制度の拡充を求める意見書案

厚生労働省の 2019 年国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は 13.5%となり、およそ子ども 7 人に 1 人の割合で貧困状態にあると言える。

平成 26 年 1 月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」は、令和元年 6 月に改正され、子どもの将来だけでなく現在の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することなど、法律の目的・基本理念が充実されたほか、教育の支援については、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化された。また、同年 11 月には法改正を踏まえ、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定された。

子どもの貧困対策を推進するには、支援を必要とする子どもたちに対して教育相談などの機能を充実させる取組や、関係機関と連携して支援を行う取組が必要であり、貧困の連鎖を断ち切るための教育に係る公的支援が求められている。

また、令和 2 年度には家庭の経済状況にかかわらず、高等教育機関に進学するチャンスが確保できるよう高等教育の修学支援新制度が創設され、さらには、新型コロナウイルス感染症の影響により経済状況が悪化した学生への対応として、学びの継続のための学生支援緊急給付金が創設されたが、全ての意欲ある学生が安心して教育を受けられるようにするためには、今後もこれらの制度の充実が必要である。加えて、高等学校等就学支援金制度についても、学びの保障につながるよう、更なる制度の拡充が求められるところである。

よって、本県議会は、全ての子どもの学びの機会を保障するため、国において、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」に基づく施策をより一層推進されるとともに、就学及び修学支援に関する制度を更に拡充されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 日 沖 正 信

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣 (少子化対策)

財務大臣

文部科学大臣

意見書案第9号

学校における防災対策の充実を求める意見書案

上記提出する。

令和2年10月9日

提 出 者

教育警察常任委員長 濱井 初男

学校における防災対策の充実を求める意見書案

学校施設は、児童生徒が学習する場であるにとどまらず、本県内の公立学校の多くが災害時における地域住民の避難所に指定されているなど、地域防災の観点からも非常に重要な役割を担っている。

しかし、本県には避難所指定を受けながらも津波浸水想定区域内に立地している公立学校が多くあるため、早急に公立学校の津波対策が実施できるよう、国庫補助事業の要件の緩和・拡充等が求められる。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国は避難所の収容人数を考慮し、通常の日害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図ることとしている。学校施設において屋内運動場以外を避難所スペースとして活用するためには、耐震化等の施設整備が必要である。さらには、誰もが安心して避難するためにはバリアフリー化の推進も含め、学校施設の防災機能強化を図ることが喫緊の課題である。

よって、本県議会は、国において、巨大地震等による災害を想定した学校における防災対策の充実に取り組まれるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 日 沖 正 信

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣 (防災)

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

意見書案第10号

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案

上記提出する。

令和2年10月9日

提出者

小島 智子

山本 里香

稲垣 昭義

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書案

義務教育費国庫負担制度は、機会均等、水準確保及び無償制という義務教育の根幹を支えるためには国が必要な制度を整備するとの認識の下、教職員の確保及び適正配置のため、必要な財源を安定的に確保する意義を有するものである。

義務教育の成否は、教職員の確保、適正配置及び資質の向上並びに教育環境の整備に負うところが大きく、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。

現行制度では、教職員の給与費のみが対象経費とされ、かつて対象であった教材費等は対象外となっており、一般財源で措置されている。令和2年3月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大によって全国の学校が臨時休業となり、オンライン教育を進めるための環境整備が行われたが、端末の配備や通信環境などにおいて地域間で格差が生じている。このような地域間格差を解消し、義務教育の水準を安定的に確保するためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源の確保とその対象の拡大、更にはその増額が必要である。

地方の財政状況に影響されることのない確固とした義務教育費国庫負担制度によって、未来を担う子どもたちに豊かな学びを平等に保障することは、社会の基盤づくりに極めて重要である。

よって、本県議会は、国において、義務教育費国庫負担制度を更に充実されるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 日 沖 正 信

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

文部科学大臣

意見書案第11号

子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の
策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案

上記提出する。

令和2年10月9日

提 出 者

小 島 智 子

山 本 里 香

稲 垣 昭 義

子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数 改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を求める意見書案

子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教職員定数の改善が、最も重要な環境整備の一つである。

しかしながら、本県を含む我が国の1クラス当たりの児童生徒数は、国際的な比較において高い水準にある。

このような中、新型コロナウイルス感染症の拡大により、各学校では分散登校などこれまでにない対応を行っている。新型コロナウイルス感染症対策を講じながら子どもたちの学びを保障するには、その取組を進めるための人的・物的体制の整備を行うことが必要である。

教職員が心身共にゆとりを持って子どもたちと向き合い、日々の教育活動に取り組むことは、子どもたちの豊かな学びを保障するための基盤となるものであり、どのような事態が生じても教職員が適切かつ円滑に対処し、子どもたちの安心・安全につなげるためにも、新たな教職員定数改善計画の策定・実施が求められている。

また、学校における働き方改革が叫ばれる中、人的配置のための予算措置をはじめとする財政措置はいまだ不十分であり、国際的にも教育に対する公財政支出は低い状況にある。山積する教育課題を解決するためには、必要な予算を措置し、教育環境の整備を進めていくことが必要である。

よって、本県議会は、国において、子どもたちの豊かな学びを保障するための教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を行われるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 日 沖 正 信

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

意見書案第12号

地方公共団体が新型コロナウイルス感染症に対応するための財政
支援措置の充実及び強化を求める意見書案

上記提出する。

令和2年10月12日

提 出 者

川 口 円

石 垣 智 矢

山 本 佐知子

中瀬古 初 美

小 島 智 子

野 村 保 夫

山 内 道 明

山 本 里 香

稲 森 稔 尚

藤 田 宜 三

石 田 成 生

谷 川 孝 栄

地方公共団体が新型コロナウイルス感染症に対応するための 財政支援措置の充実及び強化を求める意見書案

地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という未曾有の事態において、感染拡大の防止や医療提供体制の確保、深刻な影響を受けている地域経済の回復など、緊急に対応しなければならない様々な課題に直面している。

そのような中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による地域経済の疲弊などにより、法人住民税や事業税をはじめとする地方税の減収が見込まれるなど、地方財政はたいへん厳しい状況に置かれている。

地方公共団体が新型コロナウイルス感染症に的確に対応し、住民の安心・安全を確保していくためには、地方財政の安定的な運営が不可欠である。そのためには、地方公共団体が新型コロナウイルス感染症に対応するための財政支援措置の充実及び強化が求められる。

よって、本県議会は、国において、下記の事項について措置を講じるよう強く求める。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、基金への積立に厳しい要件が定められており、複数年にわたる事業への交付金の活用に支障が生じているが、新型コロナウイルス感染症への対応には、今後の影響が十分に見通せない中、中長期的に取り組まなければならない面があることから、基金の対象事業の要件を緩和するとともに、債務負担行為を設定する事業も交付金の対象とするなど、複数年にわたる事業にも柔軟に交付金を活用できるよう措置を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、観光業やそれに関連する農林水産業をはじめとする地域産業において、多くの事業者の事業継続に支障が生じているなど危機的な状況となっており、継続的な支援が必要であることから、国の予備費を活用するなどして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付を行うこと。

- 2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による地方税の減収については、普通交付税の精算措置等による財政措置が適切に図られるようにするとともに、地方消費税や地方消費税交付金も対象とするなど、減収補填債発行の対象税目を拡充すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 日 沖 正 信

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

内閣府特命担当大臣（地方創生）

意見書案第13号

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に置かれている旅館・ホテル事業者への支援等を求める意見書案

上記提出する。

令和2年10月12日

提出者

川口 円

石垣 智 矢

山本 佐知子

中瀬古 初 美

小島 智 子

野村 保 夫

山内 道 明

山本 里 香

稲森 稔 尚

藤田 宜 三

石田 成 生

谷川 孝 栄

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に置かれている旅館・ホテル事業者への支援等を求める意見書案

旅館・ホテル事業者は、これまで来訪客への懇切な対応はもちろんのこと、地域における観光振興に尽力してきており、観光立国及び地方創生に貢献してきた。また、旅館及びホテルは災害時には一時避難場所として活用されることもあるなど、旅館・ホテル事業者はそれぞれの地域において観光振興以外にも重要な役割を担っている。

しかしながら、現在、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大による旅行客の著しい減少により、旅館・ホテル事業者は、経済的に非常に厳しい状況に置かれている。本県においても、各旅館・ホテル事業者は生き残りのために懸命に努力を続けているものの、稼働率の業態間格差及び規模間格差が大きく、民宿や中小規模の事業者が特に打撃を受けている状況である。

こうした中、今後も観光立国及び地方創生に大きな役割を果たすことが期待される旅館・ホテル事業者が、新型コロナウイルス感染症の影響による困難を克服して、引き続き事業を継続していくことができるよう、旅館・ホテル事業者を公的に支援していくとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と両立した観光振興を図っていく必要がある。

よって、本県議会は、国に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に置かれている旅館・ホテル事業者への支援等のため、以下の事項の実現を強く求める。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に置かれている旅館・ホテル事業者の事業継続に資するよう、既存の支援措置について下記の措置を講ずること。

(1) 雇用調整助成金の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置については、令和2年12月末まで延長されることとなったところであるが、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案し、令和3年以降の延長も検討すること。

- (2) 日本放送協会との放送受信契約に係る受信料については、持続化給付金受給事業者を対象に2か月間の免除の措置がとられているが、旅館・ホテル事業者については、客室稼働率の低迷状況等を勘案し、より長期間の免除の措置がとられるよう、日本放送協会に対し要請を行うこと。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業等に対して令和3年度の事業用家屋等に係る固定資産税及び都市計画税が減免されることとなっているが、事業用の土地もその対象として加え、また、新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案し、令和4年度以降も減免措置を継続するよう検討するとともに、併せて市町村の減収対策を講じること。
- 2 旅行を通じた新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止が着実に図られるよう、旅館・ホテル事業者が感染防止対策を万全に講ずるために必要な支援を行うとともに、旅行者に対して「新しい旅のエチケット」の周知徹底を図ること。
- 3 「G o T o トラベル事業」については、地方創生に真に資する事業となるよう、できる限り多くの旅館・ホテル事業者、旅行者、地域の物産を取り扱う店舗等が参加できるような環境整備に努めること。特に、大規模な事業者だけでなく、地方の中小規模の事業者にも本事業の効果が波及するような運用に努め、併せて制度の見直しも検討すること。また、「G o T o トラベル事業」終了後も、観光地の魅力向上につながるような観光振興のための支援措置を継続的に実施すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 日 沖 正 信

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（地方創生）

経済再生担当大臣

意見書案第14号

ドクターヘリの安定的かつ持続的な運用への支援強化を求める意見書案

上記提出する。

令和2年10月12日

提出者

川口 円

石垣 智 矢

山本 佐知子

中瀬古 初 美

小島 智 子

野村 保 夫

山内 道 明

山本 里 香

稲森 稔 尚

藤田 宜 三

石田 成 生

谷川 孝 栄

ドクターヘリの安定的かつ持続的な運用への支援強化を求める意見書案

ドクターヘリは、道路事情に関係なく医師や看護師を乗せて時速約200kmで現場に急行し、患者を機内で治療しながら医療機関に搬送できる。平成13年の本格運航以来、これまで本県をはじめ全国43道府県に53機が配備されている。出動件数も年々増加し、平成30年度には29,000件を超えた。令和2年7月に九州地方を襲った豪雨災害でも出動しており、「空飛ぶ治療室」としての役割は着実に増している。

一方、ドクターヘリの出動件数の増加に伴い、運航経費と公的支援との間に乖離^{かい}が生じている。出動件数の増加は、整備費や燃料代、さらには運航業務従事者の人件費などの経費増加に直結するため、運航事業者の経済的な負担は年々重くなっている。ドクターヘリの運航に係る費用については、国が医療提供体制推進事業費補助金（ドクターヘリ導入促進事業）等により財政支援を実施しているが、追い付いていない状況である。

よって、本県議会は、国において、全国におけるドクターヘリの運航状況等を的確に把握するとともに、ドクターヘリが今後も救命救急の切り札として、安定的かつ持続的な運用の下、引き続き多くの人命救助に貢献できるよう、下記の事項について早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 ドクターヘリの運航に係る必要経費増加の実態や地域ごとの年間飛行回数・時間の違いを的確に把握し、適正な運用に見合う医療提供体制推進事業費補助金の基準額の設定及び予算措置を行うこと。
- 2 消費税の増税に伴い運航事業者の経済的負担が増大した現状を踏まえた適切な医療提供体制推進事業費補助金の基準額の設定及び予算措置を行うこと。
- 3 ドクターヘリの運航の待機時間や飛行前後の点検時間を含めた操縦士など運航業務従事者の勤務実態を的確に把握し、適正な労働環境の確保を図ること。

- 4 ドクターヘリ機体の突発的な不具合時において、代替機の提供や運航経費の減額など、実質的に運航事業者に負担が強いられている現状を是正すること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 日 沖 正 信

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

意見書案第15号

災害救助法における福祉の位置付けの明確化を求める意見書案

上記提出する。

令和2年10月12日

提出者

川口 円

石垣 智 矢

山本 佐知子

中瀬古 初 美

小島 智 子

野村 保 夫

山内 道 明

山本 里 香

稲森 稔 尚

藤田 宜 三

石田 成 生

谷川 孝 栄

災害救助法における福祉の位置付けの明確化を求める意見書案

近年、地震や台風、豪雨等の大規模災害が多発していることに加えて、新型コロナウイルスによる感染リスクへの備えが必要になっている。大規模災害の発生時において、高齢者や障がい者といった要配慮者をはじめとする被災者に対する福祉関係者の支援は、被災者の生命や健康を守り、生活を再建するために不可欠なものとなっている。

しかしながら、医療・助産支援と異なり、災害時の福祉支援については災害救助法上の位置付けが明確になっていないこともあって、災害派遣福祉チーム（DWA T）等による福祉支援や都道府県の相互応援が適切に実施される環境はいまだ整っていないのが現状である。

よって、本県議会は、国において、災害時における福祉支援の充実のため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 災害救助法第4条第1項に「福祉サービス（介護を含む。）の提供」を規定し、災害時における要配慮者への福祉支援が、災害救助の一つであることを明確化すること。
- 2 同法第7条第1項の「救助に関する業務に従事させることができる」者として「福祉（介護）関係者」を明記し、必要な経費について、災害救助費からの支弁を可能にすること。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 日 沖 正 信

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣(防災)

令和2年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その12)

区 分	件 名	概 要																	
◎その他議案 (1件) 総務部	収用委員会委員の選任に つき同意を得るについて	<table border="1" data-bbox="767 427 1449 689"> <tr> <td>予 算</td> <td>- 件</td> <td rowspan="5">議案 1件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>- 件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1件</td> <td></td> </tr> </table> <p>収用委員会委員に次の者を選任するにあたり、土地収用法 第52条第3項の規定に基づき同意を得るもの</p> <p style="text-align: right;">平 林 美 紀</p>	予 算	- 件	議案 1件	条 例	- 件	その他議案	1件	認 定	- 件	報 告	- 件	提 出	- 件		計	1件	
予 算	- 件	議案 1件																	
条 例	- 件																		
その他議案	1件																		
認 定	- 件																		
報 告	- 件																		
提 出	- 件																		
計	1件																		

令和2年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その13)

区 分	件 名	概 要																
<p>◎認定 (13件)</p>	<p>【1】 令和元年度三重県一般会計歳入歳出決算ほか12特別会計歳入歳出決算</p>	<table border="1" data-bbox="683 443 1497 712"> <tr> <td>予 算</td> <td>- 件</td> <td rowspan="6">議案 - 件</td> </tr> <tr> <td>条 例</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>その 他 議 案</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>認 定</td> <td>13 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td>提 出</td> <td>- 件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>16 件</td> <td></td> </tr> </table> <p>地方自治法第233条第3項の規定に基づくもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度三重県一般会計歳入歳出決算 ・令和元年度三重県県債管理特別会計歳入歳出決算 ・令和元年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計歳入歳出決算 ・令和元年度三重県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 ・令和元年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算 ・令和元年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計歳入歳出決算 ・令和元年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算 ・令和元年度三重県地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算 ・令和元年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算 ・令和元年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算 ・令和元年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計歳入歳出決算 ・令和元年度三重県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算 ・令和元年度三重県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算 	予 算	- 件	議案 - 件	条 例	- 件	その 他 議 案	- 件	認 定	13 件	報 告	3 件	提 出	- 件	計	16 件	
予 算	- 件	議案 - 件																
条 例	- 件																	
その 他 議 案	- 件																	
認 定	13 件																	
報 告	3 件																	
提 出	- 件																	
計	16 件																	
<p>◎報告 (3件) 総務部</p>	<p>【2】 私債権の放棄について</p>	<p>三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第15条の規定に基づくもの</p>																

区 分	件 名	概 要																							
総務部 つづき	【3】 令和元年度決算に係る健全化判断比率について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づくもの																							
	<p style="text-align: center;">＜参考＞</p> <p>○健全化判断比率</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>・実質赤字比率</td> <td style="text-align: right;">-</td> <td>% (</td> <td style="text-align: right;">-</td> <td>%)</td> <td style="text-align: right;">【 3.75】</td> </tr> <tr> <td>・連結実質赤字比率</td> <td style="text-align: right;">-</td> <td>% (</td> <td style="text-align: right;">-</td> <td>%)</td> <td style="text-align: right;">【 8.75】</td> </tr> <tr> <td>・実質公債費比率</td> <td style="text-align: right;">13.4</td> <td>% (</td> <td style="text-align: right;">14.2</td> <td>%)</td> <td style="text-align: right;">【 25.0】</td> </tr> <tr> <td>・将来負担比率</td> <td style="text-align: right;">184.7</td> <td>% (</td> <td style="text-align: right;">186.2</td> <td>%)</td> <td style="text-align: right;">【400.0】</td> </tr> </table> <p>※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率については、対象となる会計が黒字であり、比率が算定されないため、「-」を表示している。()は昨年度の数値。 ※ 比率の右横の【 】内の数値は早期健全化基準を示す。本県においては、いずれの数値も早期健全化基準を上回っていない。</p>		・実質赤字比率	-	% (-	%)	【 3.75】	・連結実質赤字比率	-	% (-	%)	【 8.75】	・実質公債費比率	13.4	% (14.2	%)	【 25.0】	・将来負担比率	184.7	% (186.2	%)
・実質赤字比率	-	% (-	%)	【 3.75】																				
・連結実質赤字比率	-	% (-	%)	【 8.75】																				
・実質公債費比率	13.4	% (14.2	%)	【 25.0】																				
・将来負担比率	184.7	% (186.2	%)	【400.0】																				
	【4】 令和元年度決算に係る資金不足比率(特別会計分)について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づくもの																							
<p style="text-align: center;">＜参考＞</p> <p>○資金不足比率</p> <p>令和元年度決算において、地方卸売市場事業特別会計、港湾整備事業特別会計、流域下水道事業特別会計のいずれも資金剰余(黒字)であるため、資金不足比率が算定されない。</p>																									

議 員 派 遣 一 覧 表

1 近畿自動車道紀勢線建設促進協議会促進大会

(1) 派遣目的

近畿自動車道紀勢線建設促進協議会は、地域開発ならびに住民福祉の増進の基盤となる近畿自動車道紀勢線の建設について、三重県、和歌山県及び関係市町村が緊密な連携を保ちつつ促進することを目的として、平成10年11月に設立された。

今回、近畿自動車道紀勢線の早期完成を図るために開催される、令和2年度近畿自動車道紀勢線建設促進協議会促進大会へ参加するものである。

(2) 派遣場所 和歌山県

(3) 派遣期間 令和2年11月8日 1日間

(4) 派遣議員 中瀬 信之 議員 藤根 正典 議員
野村 保夫 議員 濱井 初男 議員
谷川 孝栄 議員 東 豊 議員
村林 聡 議員

10月19日の議事予定

開 議

諸報告

- ・付託議案審査報告書並びに請願審査結果報告書の提出について
- ・意見書案の提出について
- ・議案等の配付について
- ・認定議案及び監査委員の審査意見書の配付について
- ・地方財政健全化法に基づく監査委員の審査意見書の配付について

日程第1 議案第124号から議案第143号まで
〔委員長報告、討論、採決〕

日程第2 認定第1号から認定第4号まで
〔委員長報告、討論、採決〕

日程第3 請願の件
〔討論、採決〕

日程第4 意見書案第8号から意見書案第15号まで
〔討論、採決〕

日程第5 議案第144号
〔提案説明、採決〕

日程第6 認定第5号から認定第17号まで
〔提案説明、委員会付託〕

日程第7 議員派遣の件

休会の件
散 会

予算決算常任委員会
委員長会議